

# 「第二次取りまとめ」を踏まえた 対応について

1. インターネット活用業務の会計上の透明性確保の在り方
2. その他

平成30年11月30日

総務省

「放送を巡る諸課題に関する検討会」の第二次取りまとめにおいて、NHKが受信料財源で行うインターネット活用業務について、「会計上の透明性確保のあり方等について、見直すことを検討すべき」と提言されたことを踏まえ、透明性の確保の在り方について、次の有識者を交えて議論。

(敬称略)

荒井 耕 一橋大学大学院 経営管理研究科教授

泉本小夜子 公認会計士

伊藤 敏憲 (株)伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー 代表取締役兼アナリスト

関口 博正 神奈川大学 経営学部教授

田中 輝彦 公認会計士

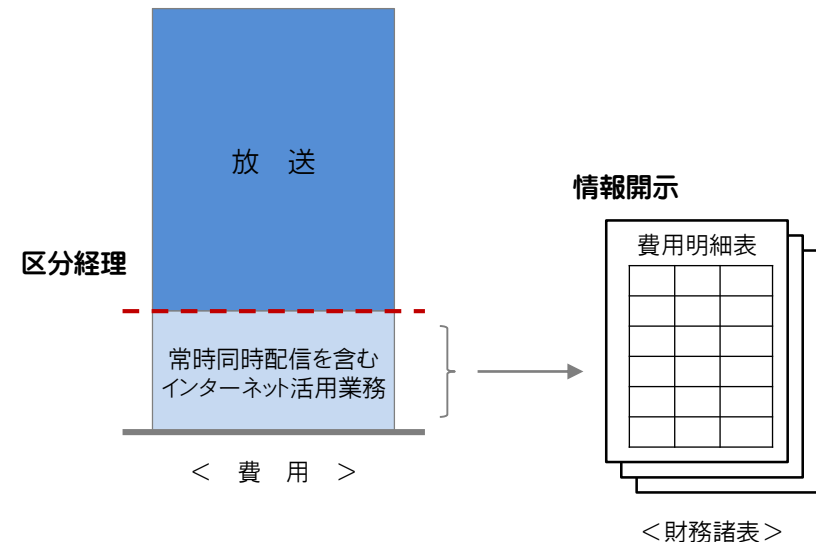
林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科教授

NHKが常時同時配信を実施する場合、厳格な区分経理の導入や適切な情報開示の実施等を求めることにより、インターネット活用業務の会計上の透明性の確保を図ることが適当。  
(総務省令や審査ガイドラインを含め、総務省にて所要の制度整備を行うことで担保)

## <透明性確保のための具体的措置の概要>

### 厳格な区分経理の導入

- 費用の範囲の明確化 (例:共通管理費の取扱い)
- 適正かつ明確な配賦基準の設定
  - ・ 放送を含む既存の業務との間で按分が必要な費用について、配賦基準を設定
  - ・ 配賦基準の原則は省令で規定し、詳細をNHKが定めて総務大臣に提出・公表
  - ・ 毎年度、配賦比率を公表するとともに、有識者を交えて基準の適正性を検証
- 勘定科目の新設と会計監査人による監査 (放送と切り離して会計を整理)



### 適切な情報開示の実施

- 費用明細表の公表 (事業年度開始前と終了後に、インターネット活用業務に係る科目ごとの費用明細を開示) [例: コンテンツ制作業務費、配信設備費、認証業務費、人件費、減価償却費]
- 業務の運用の変更計画の公表 (設備・業務の統合や拡充の計画を公表し、毎年度末に進捗や経費削減効果等を公表)
- 関連団体との取引に関する情報開示 (子会社を含む関連団体との取引について、インターネット活用業務に関する契約である旨を明示して公表)

### 有識者会議<sup>(※)</sup>の透明性の確保

※NHKがインターネット活用業務の適正性を確保するために設置する「インターネット活用業務審査・評価委員会」。公共性や市場影響の観点から、サービス実施に関する見解を述べる機関。

- 関連資料の公表等による議論の透明性の確保、競合事業者からの意見の受付に係る要件の見直し

1. に掲げた事項のほか、「第二次取りまとめ」を踏まえ、NHKのガバナンス改革、インターネット活用業務の在り方の見直し、衛星基幹放送に係る周波数の有効利用に関し、以下の項目の制度整備の具体的内容について、現在検討中。

### 1. NHKのガバナンス改革

度重なる不祥事等も踏まえ、NHKの信頼回復のためのガバナンス改革に必要な以下の事項を措置

#### ① コンプライアンスの確保

- NHK役員 of NHKに対する責任（忠実義務）の明確化
- 監査委員によるチェック機能の強化
- NHKグループの内部統制システムの強化

#### ② 情報公開による透明性の確保

- NHKグループに関する基礎的な情報の提供の義務付け等

#### ③ NHKの業務・受信料・ガバナンスの在り方についての適切な評価・レビュー等の確保

- 中期経営計画の策定・公表及び同計画の策定に当たってのパブコメ手続の制度化

### 2. インターネット活用業務の在り方の見直し

NHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下の事項を措置

#### ① セーフガード措置の見直し

- 実施基準の認可の要件の見直し、事後チェックの仕組み（遵守義務等）
- 実施計画の作成・届出の制度化

#### ② 地方向けの放送番組の配信・他の放送事業者との協力

- 地方向けの放送番組の配信に関する努力義務
- 他の放送事業者との適切な協力に関する努力義務

### 3. 衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るための制度整備

衛星基幹放送に関してソフト事業者が使用する周波数の有効利用を検証し、新規参入等を促進する観点から、以下の事項を措置

- 認定時及び5年ごとの更新に際して、周波数使用基準により、有効利用されているかを検証
- 有効利用されていない場合、その一部を返上、新規参入等に活用

## 第1部 新たな時代の公共放送(抜粋)

### 第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性

#### 3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革

- NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、さらに、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要である。
- NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるためには、NHKの適正なガバナンスが確保されることが必要不可欠…

##### (1) コンプライアンスの確保

- …NHKの役員がコンプライアンスを確保することも含めた経営上の監督責任等の責任を適切に果たすことを確保するため、**NHKの役員のNHKに対する責任について**、言論報道機関であることに配慮しつつ、**法律上明確化すること**について検討すべきである。
- また、コンプライアンスを確保するためには、経営委員会の監督や監査委員・監査委員会の監査等による**事後チェック等を充実**させる必要があり、専門家等による経営委員会や監査委員・監査委員会のサポート体制を充実させるなど、事後チェック体制のあり方等についても検討すべきである。

##### (2) 情報公開による透明性の確保

- …言論報道機関という性質に配慮しつつも、NHKグループについての情報公開の水準を向上させるため、独立行政法人等情報公開法も参考に、**NHKグループに関する基礎的な情報の提供等のNHKの情報公開の根拠を明確化**するなど、NHKの情報公開による透明性を確保する仕組みについて検討すべきである。

##### (3) NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保

- …NHKが中期的な経営計画を策定するに当たって、NHKは、上記のような点を含む**経営計画の案を、積算等のその根拠とともに、国民・視聴者に対し示し、広く意見を求める**とともに、経営委員会は、経営計画の議決に当たって、その意見を踏まえて議論を行うこととするといった、プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みについて検討すべきである。
- また、計画策定後には、計画が適正に実施されたかどうかだけでなく、計画自体の適正性についても評価・レビューがなされる必要があり、計画の達成状況等について適切に評価・レビューを行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うというサイクルを適切に回すことが併せて求められる。

## 第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性

### 2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し

#### (1) インターネット同時配信のニーズ・必要性

- NHKが国民・視聴者に必要とされる情報を豊かで、かつ、良い放送番組として届ける役割を、引き続き果たしていくため、NHKの放送番組を様々な機器・場所・時間等において視聴したいという視聴者の期待に応える手段として、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。

#### (2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

- …今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく、NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものとなることを踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的5や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠である。
- 実施基準の認可や有料業務の区分経理等のインターネット活用業務に関する現行のセーフガード措置の見直しを検討すべきであり、具体的には、受信契約者との公平性の確保等の観点から**実施基準の認可のあり方**、現行ではNHKが実施基準に従って自主的に策定・公表している**実施計画の位置付け**、実施基準に基づいて行われる業務についての**事後チェックの仕組み**、受信料財源で行われるインターネット活用業務についての**会計上の透明性の確保のあり方**等について、見直すことを検討すべきである。

#### (3) 地域情報の提供の確保

- 常時同時配信において、**地域放送番組を当該地域に配信すること**は、放送法が、NHKの目的8として、あまねく日本全国に良質な放送番組を提供することを規定しており、同法第81条第1項第2号9が、NHKに地方向けの放送番組の提供を求めていること、常時同時配信は放送の補完として行われるものであることを踏まえると、**NHKに求められるものである**と考えられる。

#### (4) 他事業者との連携・協力等の確保

- NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、**他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものである**と考えられる。

## 第2部(2) 衛星放送の未来像(抜粋)

### 3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用

#### (1) 基本的な考え方

- …新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域が有効活用される、あるいはされてきたかを検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に定めることが適当である。